

資料2

岡崎地域活性化ビジョン検討委員会(第2回)

京都市プロジェクトチームの検討状況について

1 岡崎地域活性化のコンセプト案と 検討対象エリア

2 検討を行っている項目

- 2-1 岡崎公園区域の拡大及び都市計画の変更
- 2-2 京都の「緑の核」となる緑化の推進
- 2-3 琵琶湖疏水の利用促進
- 2-4 歩いて楽しい岡崎
- 2-5 MICE戦略の核となる地域づくり
- 2-6 文化財の保存と活用
- 2-7 京都会館の再整備
- 2-8 総合特区制度の活用

1 岡崎地域活性化のコンセプト案と検討対象エリア

○岡崎地域再整備のコンセプト案

水と緑とハレ舞台

京都発“岡崎スタイル”

○コンセプト設定の視点

- 岡崎地域のポテンシャル，強みを最大限活かすことが鍵。
- 岡崎ならではの水と緑のオープンスペースを活かし，“ハレ舞台”のネットワークを創る方向で検討。
- 岡崎地域のポテンシャルを最大限に活用し，京都発“岡崎スタイル”を世界にアピールするまちづくりを目指す。

○検討対象エリア

内国勧業博覧会跡地に建設された世界に冠たる文化・交流施設群，琵琶湖疏水・インクラインを活性化の核としつつ，周辺の民間美術館・博物館，庭園群などの地域資源と連携した活性化ビジョンを検討する。

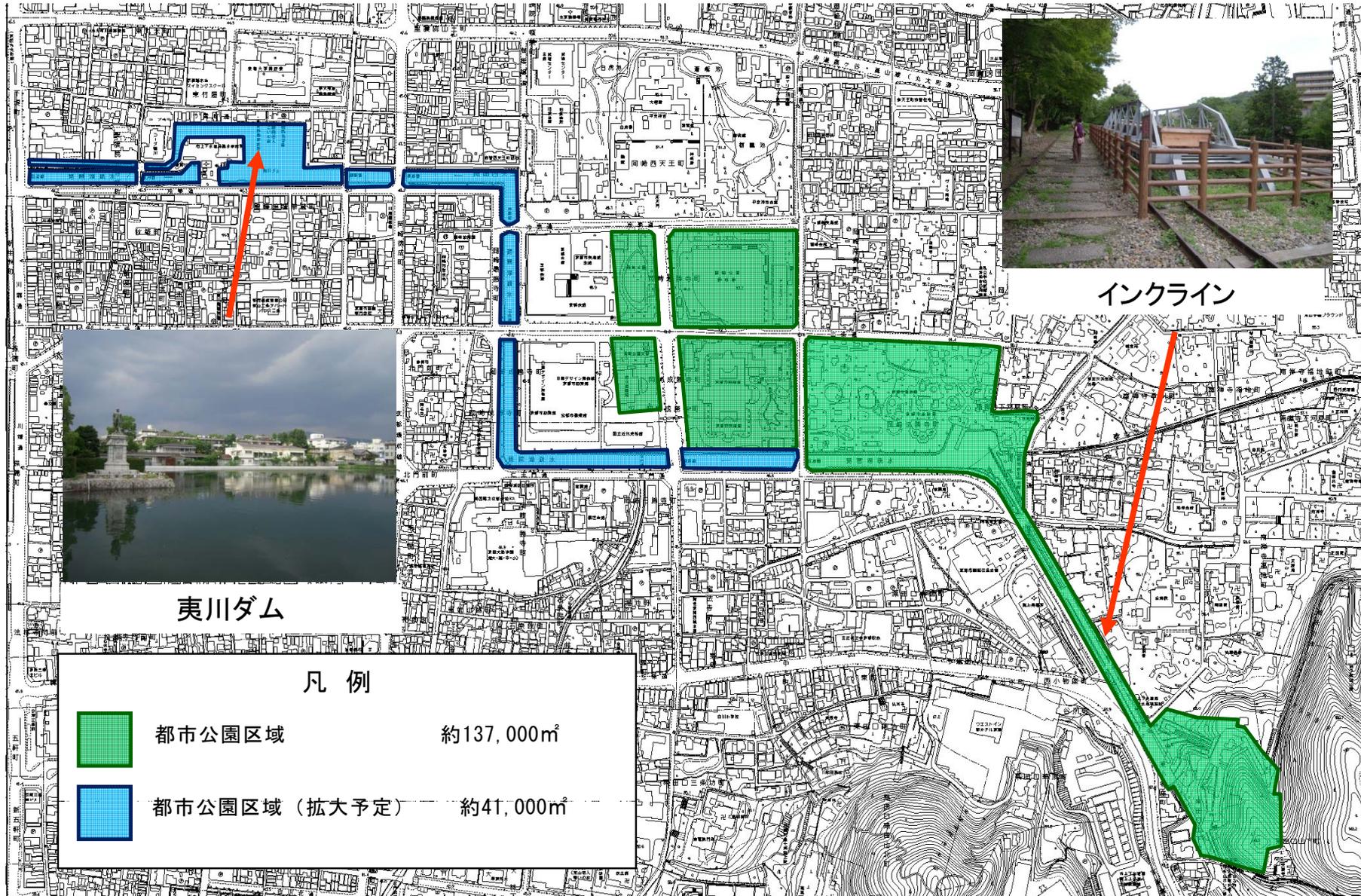


2 検討を行っている項目

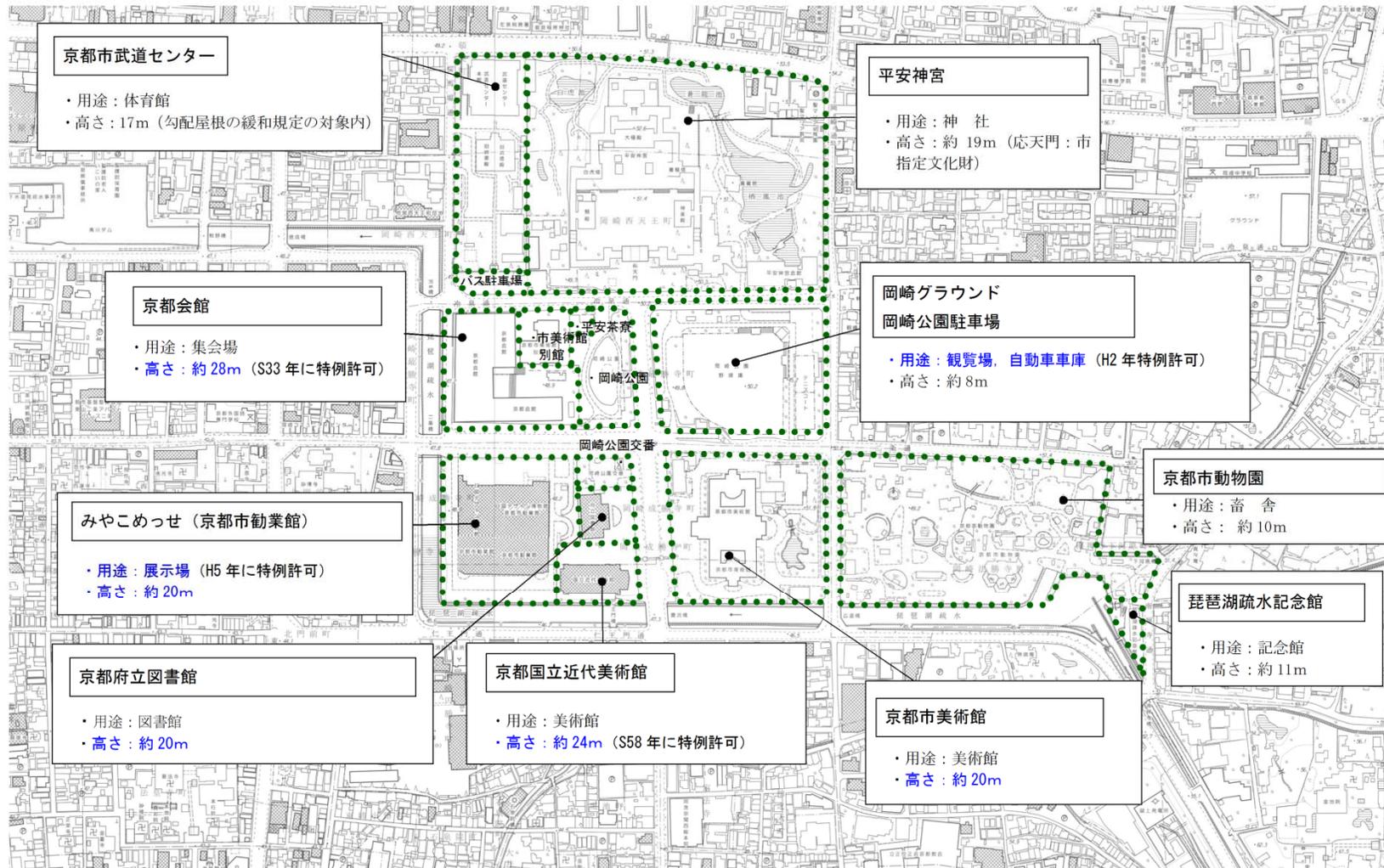
2-1 岡崎公園区域の拡大及び都市計画の変更

- 岡崎道から川端通へ至る排水及び排水沿いの緑道を新たに岡崎公園区域にするよう、都市計画の変更を検討する。(次頁参照)
- 合わせて、既存施設の再整備や岡崎にふさわしい賑わい施設の導入が可能となるよう、都市計画の変更を検討する。

○公園区域の拡大について(検討中)



○岡崎地域における建物(用途・高さ)の現況について



青字表記は建物現況が現行の都市計画規制に合っていない項目。
公益上の必要性等により建設時に許可を受けた「特例許可項目」と、建物完成後に法令改正等により不適格となった「既存不適格項目」がある。

2-2 京都の「緑の核」となる緑化の推進

○老木化した桜の植替えを計画的に推進する。

○レクリエーション活動の増加や都市景観の向上に
寄与する公園緑化の推進を検討する。



疏水沿いの桜



岡崎公園(京都会館東側)

2-3 琵琶湖疏水の利用促進

○水運利用

水運事業等観光事業への疏水の利用について、事業者(主催者)による安全対策を確認のうえ、弾力的な疏水の利用を認め、疏水の積極的な利用促進を図る。

(検討内容の例)

- ・利用時間(夕刻まで→夜間まで)
- ・利用時期(桜の時期→浚渫作業時以外の通年)
- ・水運事業者による飲食物の提供を可とする 等



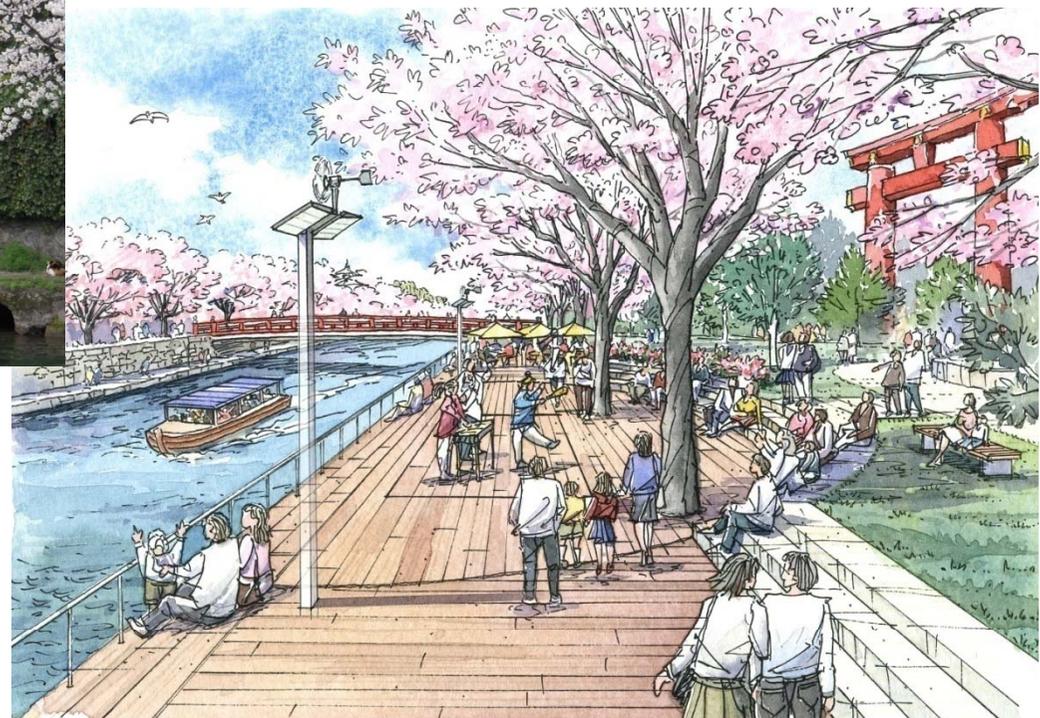
疏水と十石舟

○親水空間の整備

親水空間の整備に向けた検討を行う。



水辺のカフェテラス
(京都国立近代美術館)



イメージスケッチ

2-4 歩いて楽しい岡崎

○歩行者専用化の検討

神宮道通(冷泉通～仁王門通)の歩行者専用化・プロムナード化に向けた検討を行う。



神宮道(現状)

プロムナード化
のイメージ



2-5 MICE戦略の核となる地域づくり

○MICE戦略に必要な施設・機能の強化と
施設間連携の在り方を検討する。



イメージ



イメージ

2-6 文化財の保存と活用

○琵琶湖疏水や東山裾野の庭園群などの近代化遺産の将来的な保存・活用を図るシステムを検討する。



疏水越しに東山を望む



無鄰菴

- ・重要文化的景観に向けた調査・検討(22年度・23年度)
- ・植治の庭など庭園群の調査(22年度・23年度)と利活用の方法(例:ラグジュアリー観光, MICE受皿機能等)とシステムを検討

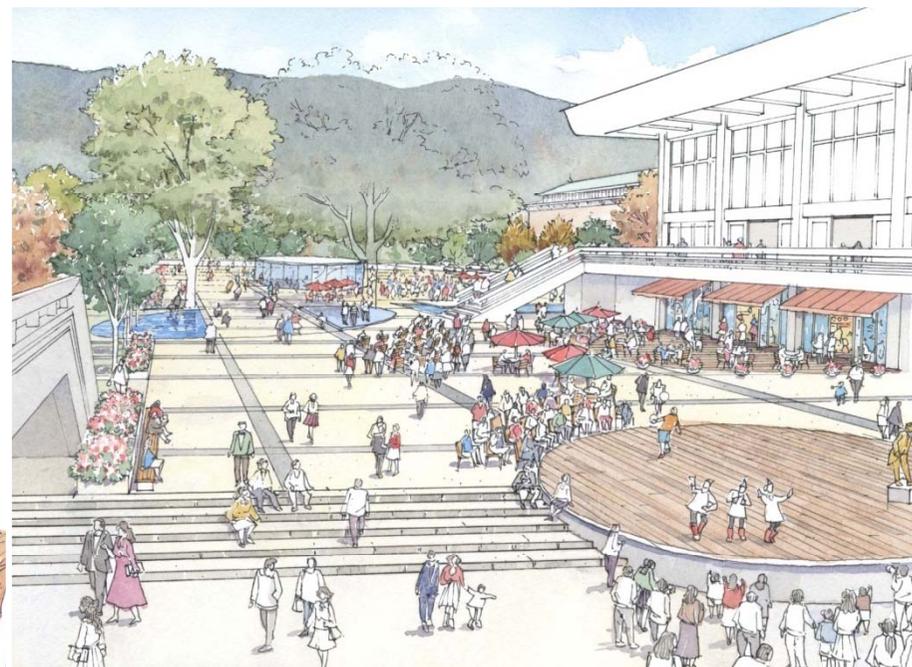
2-7 京都会館の再整備

- 優れた近代建築として保全するとともに、施設の機能強化と賑わいの創出のための再整備を図る。
- 民間活力の積極的な導入を図る。



(再整備の方向性)

- ・利用ニーズに沿った舞台機能の強化
- ・MICE戦略を視野に入れた機能と設備の拡充
- ・バリアフリー化や自然エネルギー利用の促進
- ・二条通沿い施設や中庭等への店舗等賑わい施設の導入



中庭のイメージ



二条通り沿いのイメージ

2-8 総合特区制度の活用

○規制の特例措置や税・財政の支援措置等を活用して、活性化事業を積極的に推進するため、岡崎地域の特区認定に向け、国との協議を行っている。

(主な内容)

- ・賑わい施設誘致のための都市公園法の緩和
- ・近代化遺産の保存と活用に向けた支援や文化財関係法令等の緩和
- ・施設再整備等への国の補助金の柔軟な活用
- ・活性化のための事業に参画する民間事業者に対する税制優遇や低利融資

※総合特区とは：国の新成長戦略に基づき創設が検討されており、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、必要な規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を総合的にパッケージ化した新たな特区制度。